

小平市立小・中学校

学習補助員（会計年度任用職員アシスタント職）登録者募集要項

1 募集職種・応募資格

職種	応募資格
学習補助員 (小平市会計年度任用職員アシスタント職)	18歳以上の健康で、学校教育に理解のある方 (高校生を除く)

※ 地方公務員法第16条の規定により、次のいずれかに該当する方は登録できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 小平市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 勤務場所

小平市立小・中学校

3 勤務内容

- (1) 通常の学級に在籍する児童・生徒の学習活動への支援
- (2) 知的障がい特別支援学級に在籍する児童・生徒の学習活動への支援
- (3) 自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童・生徒の学習活動への支援
- (4) 肢体不自由児童・生徒の学校生活に必要な介助
- (5) その他、勤務校の教育活動において必要と認められる業務補助

4 勤務条件等

身 分	小平市会計年度任用職員（アシスタント職） ※1
任用期間	原則、学期毎（1学期及び2・3学期）の任用。
勤務日時	週1日～5日程度 (午前8時から午後4時45分までのうち3～7時間程度)
報 酬	時間額1,260円（令和6年度実績） (通勤のため交通機関を利用し、かつ、一定の要件を満たす場合に通勤費相当分を別途支給)
期末手当	基準日（6月1日及び12月1日）に在籍し、かつ、会計年度内において6月以上の任用期間がある場合に支給。
休 暇	勤務日数や任用期間に応じた年次休暇、忌引休暇等が取得できます。
福利厚生等	健康保険 ※2、厚生年金 ※2、雇用保険 ※2 労災保険（加入）、健康診断（健康保険に加入する場合）

※１）会計年度任用職員は、地方公務員法第２２条の２第１項第１号の規定に基づき任用される非常勤職員です。地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用され、かつ懲戒処分等の対象になります。

※２）週の所定労働時間が２０時間以上等の要件を満たす場合に加入対象となります。

５ 登録申込手続

(1) 受付期間

随時受付

(2) 申込方法

以下の提出書類を問合せ先へ送付してください。

①小平市会計年度任用職員（アシスタント職）登録申込書又は市販の履歴書（写真貼付）

②学習補助員勤務希望確認票

(3) 登録期間

申込書類受理日から１年間

６ 申込後の流れ

(1) 申込後、学習補助員の名簿に登録されます。欠員が生じた場合等に、各学校から名簿登録者に面接等のご連絡をします。

(2) 学校での面接等の結果、採用となった場合、その学校に勤務していただきます。

※ 欠員がない場合、登録していても連絡がない場合があります。

７ 問合せ先

〒１８７－８７０１

東京都小平市小川町２－１３３３ 小平市役所５階

小平市教育委員会教育部指導課 特別支援教育推進担当

電話：０４２－３１２－１２１４（直通）